

## 病院医療従事者の負担軽減について (その1)

### 1. 現状・課題

#### (基本的な考え方)

- 病院医療従事者の負担軽減策は総合的に検討する必要があるが、平成22年度診療報酬改定の基本方針(平成21年12月8日付、社会保障審議会医療保険部会及び社会保障審議会医療部会取りまとめ)において重点課題の1つとされ、改定の答申にあたっての中医協意見で、更なる取り組みについて、検討を行うこととされた病院勤務医の負担軽減について、まず検討を行うこととする。
- 病院勤務医の負担軽減のための取り組みとしては、病院内での取り組みと他の医療機関等との間の取り組みに大別され、病院内での取り組みとして、業務量そのものを軽減させる、人的資源を効率化させるなどの方策が考えられる。
- 病院内における勤務医の負担軽減策としては、急性期医療機関の入院基本料等の評価や、病院勤務医の負担を軽減する体制の構築、医療関係職種の役割分担と連携(チーム医療)の推進、病院勤務医の事務作業を補助する職員の配置等が考えられ、これらに対する平成22年度診療報酬改定の効果について、今後検証を行うこととなり、あわせて病院勤務医の長時間連続勤務に着目し、検討を行う。

#### (病棟勤務医の勤務状況について)

- 医師が医療機関に滞在する時間のうち、診療・教育等の時間を合計し、休憩時間・自己研修・研究を除いたものを従業時間とすると、病院常勤医の平均従業時間は平均で週48時間であり、滞在する時間は平均で週63時間となる。(平成18年度厚生労働科学研究費補助金(医療技術評価総合研究事業)「日本の医師需給の実証的調査研究」)
- 医師の1週間当たりの実勤務時間は、平均61.3時間であった。また、勤務時間区分別にみると、60時間以上70時間未満/週を勤務している医師が最も多かった。特に、救急科で74.4時間と長い傾向が見られ、100時間/週以上勤務する医師は15%であった。(平成20年度 検証部会調査「病院勤務医の負担軽減の実態調査」)
- 医師の平均当直回数は2.78回/月であった。また、小児科3.48回/月、産科・産婦人科4.51回/月、救急科5.48回/月と、これらの科では特に当直回数が多かった。
- 日本産科婦人科学会産婦人科動向意識調査によれば、産婦人科医の最大の懸念事項は勤務医の待遇・労働条件改善である。
- 日常業務において最も負担が重いと医師が考える業務は当直業務であり、連続当直にならないような配慮は77.0%でなされていたが、当直翌日に仮眠をとれる配慮はがされているのは10.9%、当直翌日に早く帰れる配慮がされているのは19.4%であった(平成20年度検証部会調査「病院勤務医の負担軽減の実態調査」)

(勤務時間と医療安全の関係について)

- 勤務時間の医療安全に与える影響を分析した7つの先行研究をレビューした論文 によれば、4つの研究は勤務時間を短縮するという介入が医療安全に関する指標に良い影響を与え、残りの3つの研究では有意な関連性はないが、患者の予後に悪影響は与えていないという報告であった。

Ehara A. Are long physician working hours harmful to patient safety?.Pediatr Int .2008;50:175-178

(長時間連続勤務への対応策について)

- 長時間連続勤務への対応については、院内での体制確保のための取り組みが必要であり、一部の医療機関・診療科では、取り組まれている例もあるが、一般的な医療機関での実施状況は把握されていない。
- 具体的な対応策としては、大きく分けて、勤務が交替しても主治医は替わらない「主治医制」により、夜勤後十分な休息時間を確保する方法と、勤務の交替に伴い主治医も替わる「グループ担当医制」により、勤務後の休暇を確保する方法があり、それぞれいくつかの医療機関で導入されている例がある。
- 「主治医制」は、主治医としての診療の継続性の維持が可能、勤務が相対的に規則的、少人数でも実現可能等のメリットがある一方、主治医としての緊急時応需の可能性という課題、心理的・身体的負担軽減の効果は限定的等のデメリットがある。
- 他方、「グループ担当医制」は、緊急呼び出し等が減少、心理的・身体的負担軽減の効果は大きいなどのメリットがある一方、診療の継続性の低下、勤務が相対的に不規則、十分な人員確保が必要、定期的に外来診療することが困難等のデメリットがある。

## 2. 論点

(長時間連続勤務への対応策について)

- 長時間連続勤務への対応策に係る先行研究や対策を導入している医療機関の例はあるが、広く長時間連続勤務への対応策やその導入状況、具体的な形態等について調査を行うことにより、我が国の現状を把握することが必要ではないか。
- 最も負担が重いと医師が考える業務は当直業務であり、さらに産婦人科や救急、外科等では勤務時間が長時間かつ不規則になる傾向があるが、当直明け勤務免除や交替制勤務への評価についてどのように考えるか。